

令和4年度 日本学生支援機構

「特に優れた業績による返還免除」申請に係るFAQ

＜業績について＞

(全体)

Q 1 : 業績の提出にあたり、指定された証明書類・資料、代替書類を出せませんが、活動は間違いなく行いました。業績として申請できますか？

A 1 : できません。いかなる場合も、指定された証明書類・資料や代替書類が提出できない場合は業績としてみなしません。

Q 2 : 私は修士2年生の4月から奨学金貸与を開始しました。修士1年時の業績を含めることはできますか？

A 2 : いいえ、貸与期間の業績しか、業績として含めることはできません。

Q 3 : 博士後期課程の学生ですが、修士課程の時に有名な賞を受賞しました。こちらも含めて申請できますか？

A 3 : いいえ、業績として申請できるのは、今回返還免除申請をする奨学金を受給していた課程で挙げた業績だけです。博士後期課程在学中に貸与された奨学金の返還免除を申請しているため、修士課程での業績は含めることができません。同様に、修士課程の学生についても学部時の業績を含めることはできません。

Q 4 : 休学期間中で、奨学金貸与を休止していた期間に学会発表を行いましたが業績に入りますか？

A 4 : 入ります。休止中は奨学金の貸与期間中に含まれますので業績評価の対象とすることは可能です。

((1) 学位論文その他の研究論文)

Q 5 : 私は博士後期課程の学生で、令和5年6月に修了予定です。学位論文はほぼできていますが、まだ提出はしていません。評価項目番号（1）A①で申請したいのですが可能でしょうか？

A 5 : いいえ、提出していない論文は業績として申請できません。ただし、提出し受理中の論文は業績になります。

Q 6 : 令和5年4月から日本学術振興会の特別研究員に採用されます。業績として計上できますか？

A 6 : 計上できます。選考結果の通知のコピーをつけて、（1）A②で申請してください。

Q 7 : 令和5年4月からアンビシャス博士人材フェローシップに採用されることが内定しています。業績として計上できますか？

A 7 : 計上できます。選考結果の通知のコピーをつけて、(1) A②で申請してください。

Q 8 : 自分が学院長賞受賞者かどうかわかりません。

A 8 : 学院長賞受賞者は事務担当で確認いたしますので記載しないでください。

なお、指導教員から学院長賞受賞予定者である旨が伝えられた場合には、業績一覧に記入していただいてさしつかえありません。その場合でも、業績評価書類は提出不要です。

Q 9 : 私は修士課程の学生で、修了後の令和5年4月に学会誌に論文を掲載予定です。原稿は完成しており、学会誌からも受理されているため、添付書類として提出できます。評価項目番号 (1) B②で申請したいのですが可能でしょうか？

A 9 : 可能です。印刷・公開予定が4月以降でも、申請締切日時点で掲載が決定しているものは業績として認められます。申告する場合、掲載が決定していることを証明できる書類（主催者からの通知文、指導教員からの申立書等）を添付して下さい。

Q 10 : 令和2～4年度に出席予定の学会が新型コロナウイルスの影響で、開催様式が変更（中止/オンライン開催/学会誌のみ発行等）になりました。業績としては認められますか？

A 10 : 新型コロナウイルスの影響により、発表予定であった学会・会議等の開催が中止・変更になった場合の対応は以下のとおりです。

・中止

プログラム等に名前が掲載されていて、発表が決定的であったことが証明できる場合は業績として認定。（氏名が掲載されたプログラムを提出）

・オンライン開催・学会誌のみ発行になった場合：

所定の資料に加え、「オンライン開催に変更」「発表が行われたと認定する」あるいは「会議が成立したものとみなす」ことを示す書類を提出（ウェブサイトの写し等）。

判断がつかない場合は、業績と必要書類を提出の上、申請時に判断がつかない旨を申し出てください。いずれも提出できない場合は、業績としては認められません。

Q 11 : 学会参加時の旅費や参加費は業績ですか？

A 11 : 学会での受賞などに伴い、主催者やそれに類する団体から支援金が給付される場合は(1) B⑤として申請してください。表彰を伴わない民間企業などからの参加支援については、支援内容が具体的にわかる資料を添付の上、(1) A②として申請してください。

((6) 授業科目の成績及び修業年限の短縮)

Q 1 2 : 提出時点では最終成績が判明していないため、(6) A ①②に該当するかわかりません。どのようにしたらよいですか？

A 1 2 : 当該項目について皆さんの方で対応する必要はありません。最終的な成績は事務担当で確認し、該当する者については、業績として計上し、最終成績証明書を添えて日本学生支援機構に提出します。

((7) 研究又は教育に係る補助業務の実績)

Q 1 3 : チューター、サポーター業務、短期支援員業務は業績になりますか？

A 1 3 : チューターは業績になりますが、サポーター業務、短期支援員業務は業績になりません。

Q 1 4 : 修士課程の2年間で色々な授業のTAを何回も行いました。すべて業績として評価されますか？

A 1 4 : できません。TAは何件行っていても、「TA」としての1業績です。複数回行った人は貸与期間内に行った発令通知を1件提出してください。同じようにTFやチューター、RAを複数回行っていても「TF」として1業績、「チューター」として1業績、「RA」として1業績です。

Q 1 5 : チューター決定通知や、TA、TFの発令通知を全て紛失しました。

A 1 5 : Moodle上に再発行申請フォームを用意しています。写しが必要な人はそちらを1月31日(火)までに入力してください。後日、再発行した書類をお送りします。様式1の活動期間には最新の活動期間を記入してください。

Q 1 6 : 外部でRAとして採用されましたが、契約書や採用通知、在職証明書がありません。業績として申請できますか？

A 1 6 : 原則としてできません。ただし、採用されたことがわかり、業務内容が確認できる代替書類が提出できる場合は、業績として認められる場合があります。

Q 1 7 : 高校生を相手に塾講師をしているのですが、評価項目番号(7)B③で申請したいのですが可能でしょうか？

A 1 7 : いいえ、小・中・高校レベルの塾講師は業績として認定されません。短大や大学等で非常勤講師をしている場合はこの項目で申請できます。

((8) (9) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会/スポーツの競技会における成績)

Q 1 8 : 運動系の部活に所属しており、著名な大会で優勝したので評価項目番号(9)Bで申請したいのですが可能でしょうか？

A 1 8 : できません。当該項目に申請できるのは、原則として専攻が体育またはスポーツの学生となります。ただし、専攻研究の成果により優勝したことが明らかな場合は教務担当に申請前にご相談ください。

Q 1 9 : 運動や芸術の大会ではありませんが、国際的なプログラミングやゲームの大会で優勝しました。業績として申請したいのですが可能でしょうか？

A 1 9 : 当該大会が専攻研究に関連する内容であれば、(1) B⑤の業績として認められる場合があります。優勝したことを証明する資料及び大会の内容が具体的に研究と関連することを証明できる書類を併せて(1) B⑤として提出してください。業績一覧表は学会欄に記入してください。

((10) ボランティア活動その他の社会貢献活動)

Q 2 0 : 申立書は指導教員のものでなければ、いけないでしょうか。

A 2 0 : 必ずしもその必要はありません。当該ボランティア活動についてよくわかっていて、当該活動とあなたの専攻研究が関連した内容であることを証明できる人であれば、指導教員である必要はありません。ただし、学生からの証明は受け付けません。教員や（学外であれば）社員の方等にお願いしてください。

<新型コロナウイルスにかかる特例措置について>

Q 2 1 : 令和5年3月に修了予定ですが、新型コロナウイルスの影響で十分な業績があげられませんでした。令和5年3月に修了はしますが、次回令和5年度の返還免除申請に申請できますか？

A 2 1 : できません。令和5年3月に修了する者は、今回の令和5年度返還免除申請に申請してください。なお、新型コロナウイルスが理由で業績が上げられず、令和5年3月に修了しない方は次回申請が可能な場合があります。該当者は教務担当にご相談ください。

<申請方法について>

Q 2 2 : ファイル数が多すぎて/重すぎてMoodleにアップロードできません。

A 2 2 : ご自身で任意のドライブに書類をアップロードいただき、そのリンクを教務担当にお知らせいただくかたちになります（Google 推奨）。詳細は、Moodleに要領を記載しておりますので、そちらでご確認の上、手順に従ってください。ただし、その場合でも締切日時までに申請書は必ずMoodleで提出してください。